

1 計画の概要

(1) 根拠

宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例（以下「条例」という）

第9条 知事は、再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条の基本方針に基づき、再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画を定めなければならない。

(2) 策定事項（条例第9条第2項）

- ① 本県の地域特性に即した再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱
- ② ①に掲げるもののほか、再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(3) 諮問機関

宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会  
⇒基本計画その他重要事項を調査審議するために設置（条例第17条）

(4) 計画の位置付け

- ① 条例に基づく本県の再エネ導入促進と省エネ促進の基本計画
- ② 法定の宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における温室効果ガス削減目標達成に向けた施策の中核である再生可能エネルギーと省エネルギーに関する実行計画

(5) 中間点検の規定（条例第9条第6項）

- ①実施：3年ごとに基本計画の推進の状況について調査 ⇒ 令和3年度が実施年
- ②公表：実施結果の公表

(6) 計画の見直し規定（条例第9条第7項）

中間点検の結果等を勘案し、基本計画に検討を加え、必要があると認めときは、これを変更しなければならない。

2 現計画の概要

(1) 策定期間 平成30年10月策定（前計画：平成17年9月策定、平成26年3月改定）

(2) 計画期間等  
①計画期間 2018（H30）年度～2030（R12）年度 ※13年間  
②基準年 2013（H25）年度  
③目標年 2030（R12）年度

(3) 目標  
①再生可能エネルギーの導入量 35,969TJ（基準年比2.2倍）  
②省エネルギーによるエネルギー消費量の削減量 59,927TJ（対策前比▲19%）  
③電力自給率（電力消費量に占める再エネ電力の割合）25.3%（基準年比5.5倍）  
④エネルギー自給率（エネルギー消費量に占める再エネの割合）14.1%（基準年比2.6倍）

3 現計画の進捗状況（中間点検）

資料2-1、2-2

○現計画の目標の達成状況及び施策の実施状況に関する中間点検を実施したところ、再エネ導入量等が順調に推移していることなどから、全体としては概ね順調であると評価した。

4 見直しの必要性と背景

資料3

○政府の2050年カーボンニュートラル宣言やエネルギー基本計画の見直しなど、再生可能エネルギーを取り巻く環境の変化を踏まえ、現計画の見直しが必要となっている。

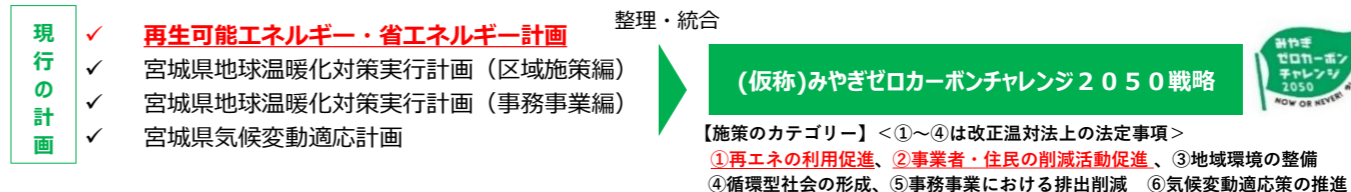
5 計画見直しの方針（案）

(1) 見直しの考え方（案）

2030年度における温室効果ガス大幅削減を目指し、再エネ・省エネに関する目標値を引き上げるとともに、これまで取り組んできた施策の加速化、新たに取り組むべき対策等を示す計画とする。  
また、関連計画と整理・統合し新たな計画を策定し、県民に分かりやすく、より実効性の高い計画とする。

<新たな計画の位置付け>

- 1 地球温暖化対策推進法の改正への対応  
法定事項となった温対計画の再エネ施策と目標の設定に関する検討、再エネ促進区域の基準を検討
- 2 国の新たな「エネルギー基本計画」「地球温暖化対策計画」への対応  
電源構成の見直しや2030年温室効果ガス46%削減を踏まえた現行の目標値の引き上げ
- 3 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた施策の検討  
地方公共団体として、高い目標に対応する更なる再エネ・省エネ施策を検討



(2) 主に御議論いただきたい事項

主に再エネ・省エネに関連する以下の事項について御議論いただきたい。

①計画目標

■新たな「エネルギー基本計画」における電源構成の見直し(再エネ36～38%)、2030年温室効果ガス46%削減等を踏まえて、現行の再エネ導入量等の目標値の更なる引き上げが必要である。  
(論点イメージ)  
・国や他県と比較しやすく、分かりやすい目標とするため、指標や算定方法を見直すべきか  
・国の高い目標を踏まえ、新たな目標値をどのような考え方、手順で設定すべきか など

②施策の大綱（基本的方向性）・重点対策

■脱炭素社会を実現するためには、再エネの最大限の導入、省エネの徹底が必要である。  
(論点のイメージ)  
・2030年や2050年に向けて、再エネ・省エネ施策をどのような方向性で進めるべきか  
・施策の方向性を踏まえて、どのような取組を重点的に行っていくべきか など

③促進区域の設定に関する基準（環境配慮の方針）

■地球温暖化対策推進法の改正により、県は市町村が行う再エネ導入等の「促進区域」を設定する際の基準を設定することができるとされている。  
(論点のイメージ)  
・地域と共生した再エネ事業を推進するために、どのような基準を設けるべきか など

6 見直しスケジュール（案）

資料4

○新たな計画の策定・公表は令和4年度の秋頃を目処とし、審議会による意見等を踏まえ検討を進める。